

編集発行 東村・吾妻町合併協議会 事務局 東村大字奥田39-1 (東村役場内)
0279-59-3111 (内線261)

東村・吾妻町合併協議会経過

五月 九月(月)	三月二十五日(金)	三月十六日(水)	三月十六日(水)	三月八日(火)	三月二日(水)	二月二十三日(水)	二月十七日(木)	二月十五日(火)	二月七日(月)	二月二日(水)	一月十三日(木)	平成十七年 一月七日(金)	平成十六年 十二月二十四日(金)	期日
役員会	県知事申請	合併協定調印式	第2回合併協議会	合併協議会設立総会	第5回任意合併協議会	役員会	第4回任意合併協議会	役員会	第3回任意合併協議会	役員会	第2回任意合併協議会	役員会	任意合併協議会設立総会	経過

両町村の木、花、鳥

東 村		吾 妻 町	
村の木 指定年月日	すぎ 昭和 57 年 11 月 3 日	町の木 指定年月日	けやき 昭和 63 年 4 月 1 日
村の花 指定年月日	ききょう 昭和 57 年 11 月 3 日	町の花 指定年月日	水仙 昭和 63 年 4 月 1 日
村の鳥 指定年月日	やまどり 昭和 57 年 11 月 3 日	町の鳥 指定年月日	キジ 昭和 63 年 4 月 1 日

下十聴！村前五
さ五をで農九月
い分希開村時二
前望催環三十
まささ境十六
でれれ改分日
にるま善よ
お方すセリ木
越は。ン、が
し、傍夕東午、

協議会予定

県内平成の合併結果

市の動向

11市中、10市が合併に参加した。
館林市のみ、合併の動きが見られませんでした。

町村の動向

市と合併	25町村	10市に編入ないしは 新設合併(館林を除く)
新市設置	3町村	1市誕生(みどり市)
合併後も町村	7町村	3町(神流町、みなかみ町、東吾妻町)
計	35町村	14市町

来年3月27日の

東吾妻町誕生に向けて

東村と吾妻町は、来年3月27日(月)に合併して東吾妻町になりますが、東吾妻町誕生のためには、両町村の行政制度(1,500~2,500項目)の調整が必要となります。合併協議会では、以下のような調整方針のもと、東吾妻町誕生に向けて行政制度の調整が進められています。

行政制度の調整とは

行政制度の調整とは、現在両町村が行っている各種の事務事業について、現在の状況を踏まえつつ、東吾妻町において当面どのように進めていくかを明らかにすることです。この行政制度の調整を統一かつ体系的に行うため、次の6つの基本原則に基づき、総合的に勘案し調整するものとしています。

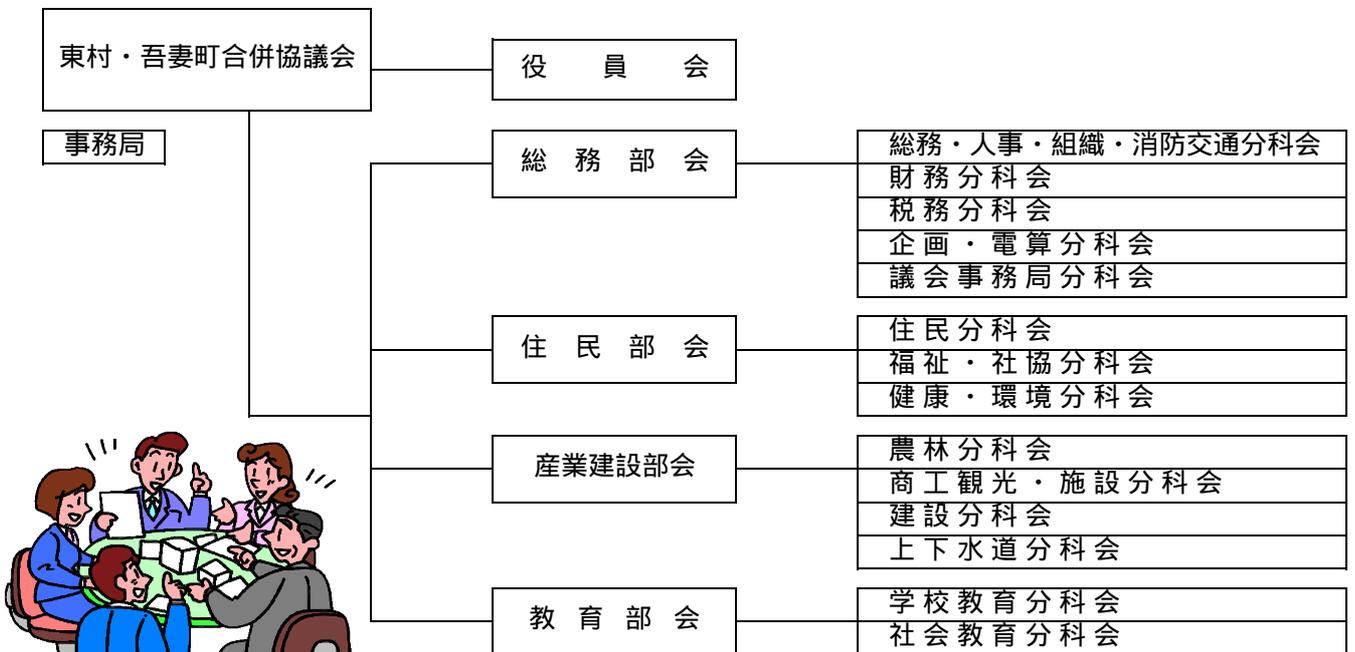
行政制度調整の6基本原則

- | | |
|---------------|---|
| 1. 一体性確保の原則 | 東吾妻町に移行する際、住民生活に支障のないよう速やかな一体性の確保に努めます。 |
| 2. 住民福祉向上の原則 | 住民サービス及び住民福祉の向上に努めます。 |
| 3. 負担公平の原則 | 負担公平の原則に立ち、行政格差を生じないように努めます。 |
| 4. 健全な財政運営の原則 | 東吾妻町において健全な財政運営に努めます。 |
| 5. 行財政改革推進の原則 | 行政改革の観点から事務事業の見直しに努めます。 |
| 6. 適正規模準拠の原則 | 自治体の規模に見合った事務事業の見直しに努めます。 |



具体的な調整は……

合併協議会は以下のように組織されていて、個々の行政制度について分科会から協議を始めて、それぞれの段階で東吾妻町における行政制度の調整案を作成・協議し、最終的に合併協議会において東吾妻町の行政制度案として協議されます。



合併協議会	法律に基づいて設置された協議会で、両町村長、両町村助役、両町村議会議員20名及び両町村長がそれぞれ指名する者16名の計40名で組織され、両町村の合併に関する協議を行います。
役員会	両町村長、両町村助役、両町村議会議員、東村議会合併対策研究会長及び吾妻町議会合併対策特別委員長の8人をもって組織され、合併協議会に提案する事項及び合併協議会長が必要と認める事項について協議又は調整を行います。
部会	両町村の課長・室長等により組織され、専門的な協議又は調整を行います。
分科会	両町村の担当職員により組織され、専門的に協議又は調整を行います。